

## 知多市宅地開発等に関する指導要綱細則

知多市宅地開発等に関する指導要綱（平成3年6月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき必要な事項は、この細則に定めるところによる。

（標識）

第1条 要綱第6条第2項の標識は、次の各号に定めるところによる。

(1) 事業者は、住宅地造成事業又は集合住宅建設事業の計画をしたときには、事業計画承認申請書の提出の日の10日前までに、当該敷地の見易い場所に事業内容の概要を示す標識（様式第4号または様式第5号）を設置すること。

(2) 前号の標識の記載事項に変更があったときは、すみやかに標識の記載事項を変更すること。

(3) 標識の設置期間は、工事の完了時までとする。

（道路構造等）

第2条 要綱第10条第3項の道路構造等は、次の各号に定めるところによる。

(1) 道路の新設又は改良をする場合は、市等の道路計画に適合させること。

(2) 造成事業区域内外の道路の幅員は、原則として6m以上（主要道路にあつては、事業の規模及び形状等を勘案し適切な幅員とする。）とし、幅員9m以上の場合は歩車道を分離すること。ただし、造成事業区域面積が3,000㎡未満である場合又は道路の延長が50m未満の区間で通行上支障がない場合は、道路の有効幅員を4m以上とすることができる。

(3) 事業区域に接して建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に該当する道路がある場合はその道路の道路後退部分を市長と協議のうえ整備し、市に無償提供すること。

(4) 道路の舗装構成は、幅員8m以上にあつてはアスファルト舗装要綱により、8m未満にあつては市長と協議によるものとする。ただし、道路の両側には、原則としてコンクリート製落蓋式側溝を設置すること。

(5) 電柱及び街灯等の設置場所は、原則として民地内とすること。

（公園緑地）

第3条 要綱第11条第3項の公園緑地等の施設整備内容は、次の各号に定めるところによる。

(1) 公園は、住民が有効かつ安全に利用できる位置とすること。

(2) 公園の地形は、できるだけ平坦地の整形地とし、公道に接していること。

(3) 公園の整備内容は、別表1による。

(4) 公園・緑地等の整備内容並びに維持管理については、市長と協議すること。

（し尿等処理施設及び排水等）

第4条 要綱第13条第3項のし尿等処理施設及び排水等については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水以外の汚水処理施設の維持管理は、住民が行うものとし、住民への引き継ぎは事業者の責任において行うこと。
- (2) 汚水処理施設は、公園等公共用地内に設置しないこと。
- (3) 汚水は、専用農業用水路へ放流しないこと。
- (4) 雨水及び汚水の排水施設は、排水可能な地点まで事業者の負担で整備すること。ただし、河川等へ放流する場合は、河川管理者及び水利関係者と協議し、同意を得るように努めること。
- (5) 放流先の流下能力に応じて設置を必要とする調整池は、事業者の負担により築造し、用地施設と共に原則として市に無償提供すること。
- (6) 雨水及び汚水の排水放流に起因して生ずる第三者との紛争は、事業者の責任において解決すること。

(ごみ収集)

第5条 要綱第14条のごみ収集場所の設置等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業者は、ごみ収集場所の位置及び構造等について市長と協議し、おおむね30戸に1カ所(3.5㎡程度)以上の可燃物置場及びおおむね50戸に1カ所(3.5㎡程度)以上の不燃物置場を設置すること。
- (2) 市は、集合住宅建築物におけるダストシュートによるごみ収集を原則として行わない。
- (3) 事業者は市長と協議のうえ、ごみ収集場所である旨の表示版を設置すると共に、入居者に対してごみ収集方法の周知を図ること。

(消防水利等)

第6条 要綱第15条第3項の消防水利等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 消防水利の設置に関しては、消防法(昭和23年法律第186号)第20条第1項の規定に基づく消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)によるほか消防本部の指示によること。
- (2) 事業者が消火栓を設置したときは、工事終了後消防本部の水圧・水量検査を受け、防火水槽の設置については中間検査(配筋の時点)及び完了検査を受けること。
- (3) 事業区域面積10,000㎡以上の事業については、消防本部と協議のうえ貯水量40ℓ以上の有蓋の防火水槽を事業区域面積に応じて設置し、防火水槽の周囲には、必要に応じ腐食しにくいフェンス及び防火水槽標識等を設置すること。

(安全施設等)

第7条 要綱第17条の安全施設等は、次の各号に定めるところによる。

(1) 事業区域又はその境界に河川、行止り道路その他自動車・歩行者等の通行に危険を伴う箇所があるときは、防護柵を設置すること。

(2) 事業区域又はその境界に池・河川等の危険箇所があるときは、幼児等の水禍事故防止等のため防護柵を設置すること。

(3) 事業上止むを得ず左右の確認が困難な交差点を設置するときは、道路反射鏡を設置すること。

(4) 事業区域内の主要交差点及び事業区域への進入路と区域外の主要な道路との交差点には、道路照明灯（水銀灯等）を設置し、管理引き継ぎについては市長と協議すること。ただし、照明灯の設置場所が耕作地に影響を与える場合には、影響を受ける耕作者及び所有者の承諾を得るよう努め承諾書を提出すること。

(5) 道路路面表示については、道路管理者と協議のうえ設置すること。

（その他）

第8条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、そのつど市長と協議すること。

附 則

（施行期日）

この細則は、昭和49年11月25日から施行する。

附 則

（施行期日）

この細則は、昭和60年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この細則は、平成3年6月1日から施行する。

（経過規定）

2 この細則施行の際、現に旧要綱細則の規定に基づき事業計画承認願いを提出し受理されている事業者に関する取扱については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この細則は、平成13年6月1日から施行する。